

－制定・改廃の概要－

条例・規則名 キュービクル式変電設備等の基準の一部改正

公布年月日・番号 令和7年9月29日・東京消防庁告示7号

1 概要

(1) 改正理由

消防用設備等の非常電源としてキュービクル式の変電設備等を設置する場合、キュービクル式変電設備等の基準（昭和50年東京消防庁告示第11号）（以下「東消告示」という。）及びキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）（以下「消防庁告示」という。）の両方の基準を満たす必要があります。

東消告示と消防庁告示では外箱の構造等の基準に一部相違があり、消防庁登録認定機関による認定を取得したキュービクル式の変電設備等を設置した場合でも、東消告示の基準も併せて満たす必要があることから、東消告示について、従来担保してきた防火安全性能を維持しつつ、消防庁告示と整合を図るため一部改正を行うとともに所要の整備を図るものです。

(2) 改正内容

ア キュービクル式変電設備の外箱の床面部分の板厚について、消防庁告示の規定と整合を図りました。

イ キュービクル式変電設備の内部に設置する機器及び配線の設置位置の高さの算出方法について、消防庁告示の規定と整合を図りました。

2 施行日

令和7年10月1日